

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 5 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

矢沢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 10 月 18 日（当初作成）

平成 29 年 11 月 7 日（第 1 回目見直し）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 1 経営体

個人 11 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

矢沢地区は基盤整備も済んでおり、ほ場の条件は良い。

現在は、耕作放棄地も少ないが、今後担い手の高齢化や後継者の確保が課題となってくる。そのため、矢沢集落営農組合（プランの担い手の集まり）が中心となり、地域の農地を構成員へ集積していく。

また、その他の農業者も徐々に組合へ参加し、地域全体でプランの話し合いを続けていく。